

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

### 瀬戸市水道事業管理規程第 1 号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程の一部を改正する規程  
瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成 18 年瀬戸市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（市長の決裁事項）</u></p> <p><u>第 9 条の 2 市長は、別表第 1 に定める事項を決裁する。</u></p> <p>（公印の取扱い）</p> <p>第 20 条 課及び管理事務所（以下「課等」という。）における公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程（昭和 56 年瀬戸市訓令第 2 号）の例による。この場合において、同規程第 6 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と、「副市長」とあるのは「<u>都市整備部長</u>」と、同規程第 8 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と、同規程第 9 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と、「副市長」とあるのは「<u>都市整備部長</u>」と、同規程第 11 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と読み替えるものとする。</p>	<p>（公印の取扱い）</p> <p>第 20 条 課及び管理事務所（以下「課等」という。）における公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程（昭和 56 年瀬戸市訓令第 2 号）の例による。この場合において、同規程第 6 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と、「副市長」とあるのは「<u>市長</u>」と、同規程第 8 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と、同規程第 9 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と、「副市長」とあるのは「<u>市長</u>」と、同規程第 11 条中「行政課長」とあるのは「水道課長」と読み替えるものとする。</p>

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 13 条関係）

1 庶務関係

決裁事項\決裁区分	市長	部長	課長共通	備考	
事務引継	部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		
公印		調製、改刻及び廃止	管理		
文書	指導		文書取扱の指導		
	受理・発送		文書の受理 文書の配布、発送		
	廃棄		文書の廃棄		
	告示、公告、訓令その他の公示令達	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの	
	通知、通達、照会その他の文書	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの	
	証明・閲覧		重要なもの	軽易なもの	
	出版物の刊行等	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの 例規類集の編集、発行、加除整理	
申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定	全件				
要綱その他行政の運用基準の制定及び改廃	重要なもの	軽易なもの		補助金等に関する交付要綱は経営課長合議	
情報公開			公文書の開示の決定	行政課長合議	
	不服申立てに対する決定等				
個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議	
	不服申立てに				

	対する決定等			
パブリックコメント 手続		パブリックコメント 手続の実施（適用 除外の決定を含 む。）		行政課長 合議
土地及 び建物	登記		不動産の取得に伴う 登記 土地の分筆、合筆、 地目変更及び消滅	
	土地の測量		土地の立入測量	
	管理	水道事業の施設及び 用地の使用許可		

備考

- この表における用語については、次に定めるところによる。
  - 「部次長等」とは、部次長及び参事をいう。
  - 「課長等」とは、課長及び所長をいう。
  - 「課長補佐等以下」とは、課長補佐以下の職員及び所長を除く管理事務所の職員をいう。
  - 「経営課長」及び「行政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第4条に規定するそれぞれの課の長をいう。
- 管理事務所については、「課長共通」とあるのは、「所長」と読み替えて適用する。

2 人事関係

決裁事項\決裁区分		市長	部長	課長共通	備考
職制				所属職員の事務分担	
任免	任用	職員		臨時職員	水道課以 外の臨時 職員につ いては、 水道課長 合議
	退職	職員		臨時職員	
	異動	職員		臨時職員	
	出勤停止・休 職・復職	職員		臨時職員	
年次 休暇 等 の 付 与	職務に専念す る義務の免除	部長	部次長等、企画補 佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	人事課長 合議
	年次有給休暇	部長	部次長等、企画補 佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	
	病気休暇、特 別休暇等	部長	部次長等、企画補 佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	人事課長 合議

服務	時間外（休日）勤務命令	部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	
	週休日の振替及び代休日の指定	部長	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下	
	当直勤務命令			該当職員	
	身分・服制			特殊な身分証票の交付 職員章、身分証票の交付（水道課長） 身分上の諸届の処理（水道課長）	
	出張命令	国内	部長	部次長等及び企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下
国外		全職員			経営課長合議
給与	給料	特別昇給	全職員		
		定期昇給	全職員		
	諸手当の認定			全職員	人事課長合議
	退職手当の裁定	全職員			
研修				職員の研修計画及び実施	
福利厚生				福利厚生計画及び実施	
安全衛生管理				全職員	

備考

- この表における用語については、次に定めるところによる。
  - 「部次長等」とは、部次長及び参事をいう。
  - 「課長等」とは、課長及び所長をいう。
  - 「課長補佐等以下」とは、課長補佐以下の職員及び所長を除く管理事務所の職員をいう。
  - 「人事課長」及び「経営課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第4条に規定するそれぞれの課の長をいう。
- 管理事務所については、「課長共通」とあるのは、「所長」と読み替えて適用する。

3 財務関係

決裁事項\決裁区分		市長	部長	課長共通	備考
支出	報酬			全額	

負担  
行為

給料			全額	
手当			全額	
賃金			全額	
法定福利費			全額	
報償費		~ 80	80 ~	
旅費			全額	
被服費			全額	
退職給与費			全額	
備消耗品費	~ 2,000	2,000 ~	100 ~	
燃料費			全額	
光熱水費			全額	
印刷製本費		~ 500	500 ~	
通信運搬費			全額	
広告料			全額	
委託料	~ 5,000	5,000 ~	300 ~	
手数料			全額	
賃借料		~ 50	50 ~	
補償費	~ 50	50 ~	10 ~	
研修費			全額	
修繕費		~ 300	300 ~	
路面復旧費		~ 300	300 ~	
動力費			全額	
薬品費			全額	
材料費		~ 300	300 ~	
交際費			全額	
厚生費			全額	
会費負	定例的なもの		~ 50	50 ~
担金	臨時的なもの	全件		
補助交	定例的なもの	~ 500	50 ~	50 ~
付費	臨時的なもの	全件		
保険料			全額	
公課費			全額	
工事請負費	~ 15,000	15,000 ~	300 ~	
受水費			全額	
量水器取替補修費		~ 300	300 ~	

	消火栓維持管理費		~ 3 0 0	3 0 0 ~		
	償還金・利息			全額		
	固定資産購入費	~ 2 , 0 0 0	2 , 0 0 0 ~	1 0 0 ~		
	雑費			全額		
	雑支出			全額		
契約	施行計画	工事	~ 3 , 0 0 0	3 , 0 0 0 ~	3 0 0 ~	変更の場 合は、変更後の 金額の決裁区 分による。
		業務委託	~ 1 , 0 0 0	1 , 0 0 0 ~	1 3 0 ~	
		物品購入	~ 5 0 0	5 0 0 ~	8 0 ~	
		固定資産 の購入	~ 5 0 0	5 0 0 ~	3 0 ~	
		その他	~ 5 0 0	5 0 0 ~	5 0 ~	
	指名競争 入札参加 者の指名	工事	~ 3 , 0 0 0	3 , 0 0 0 ~	3 0 0 ~	5 0 0 を超え るものは、指 名審査委員会 の審査を要す る。
		その他	~ 1 , 0 0 0	1 , 0 0 0 ~	2 0 0 ~	
	入札の予 定価格及 び最低制 限価格の 決定	工事	~ 5 , 0 0 0	5 , 0 0 0 ~	5 0 0 ~	
		その他	~ 3 , 0 0 0	3 , 0 0 0 ~	3 0 0 ~	
		入札の執行			全額（水 道課長）	
	契約の締結				支出負担行為 の決裁区分に よる。	
	入札予定調書、入札結 果調書及び契約結果調 書			全件（水 道課長）		
	工期納期の延長		~ 3 0 0	3 0 0 ~		
工 事 等	監督員の任命			全件		
	検査員の任命			全件		
	完了検査の確認			全件		
	工事資材の検査			全件		
	現場代理人及び主任技			全件		

	術者の承認				
売却 及び 廃棄	公有財産以外のもの			全件	
物件 の貸 付				全件	
寄附 の収 受	金銭	全額			
	金銭以外	全件			
収入 の徴 収	調定			全額（水道課長）	
	徴収			全額（水道課長）	「徴収」とは、調査、決定、納入通知及び督促をいう。
	減免・更正		異例なもの	異例なもの以外	
	不納欠損処分		全額		
	過誤納還付手続			全額（水道課長）	
	滞納処分の執行停止		全額		
	証券の支払拒絶			全額（水道課長）	
	過誤払金の回収			全額（水道課長）	
たな 卸資 産	購入			全額（水道課長）	
	受入れ			全額（水道課長）	
	払出し			全額（水道課長）	
	不用品の処分			全額（水道課長）	

	修正			全額（水道課長）	
予算	予備費の充用			全額（水道課長）	
	予算の流用			全額（水道課長）	
	転記・返納			全額（水道課長）	
支出命令				全額（水道課長）	
収入命令				全額（水道課長）	
振替伝票				全額（水道課長）	
収入伝票				全額（水道課長）	
支払伝票				全額（水道課長）	
日計表				全部（水道課長）	
月次試算表			全部		
資金予算表			全部		
備考					
<p>1 数字で特に表示のないものは、1件（一つの決裁にかかるもの）の金額を示す。（単位は万円）</p> <p>2 「50～」は50万円以下のものを、「～50」は50万円を超えるものを表す。</p> <p>3 管理事務所については、「課長共通」とあるのは、「所長」と読み替えて適用する。ただし、支出負担行為の部については、「課長共通」とあるのは「水道課長」と読み替えて適用する。</p>					

#### 4 事務処理の関係

区分	決裁事項\決裁区分	部長	主務課長
水道課	料金・手数料等	給配水施設に損害を与えた場合の弁償額の決定	使用水量の認定及び不正使用による弁償額の決定 使用水量及び量水器検査成績の通知 工事費の分納許可



		過料の決定
指定給水装置工事事業者		指定給水装置工事事業者の指定及び指定取消し 指定給水装置工事事業者及び給水装置工主任技術者の指導及び監督
給水	給水制限及び断水の決定	給水装置の新設等の承認及び用途別の決定 給水装置工事の設計、審査、検査及び基準違反の処理 給水装置の切離し 給水装置の撤去及びそれに係る損害賠償の請求 給水停止及び解除
施設等の設計管理	重要な施設等の決定 水道工事の設計、配水管布設路線の決定	消火栓の演習使用の許可 配水池等の維持及び管理
管理		量水器の亡失及び損耗の弁償額の決定 車両の管理 工事用資材、物品その他貯蔵品の出納及び保管 量水器位置の指定 各種日誌の点検
浄水場管理事務所	管理	水源池等の維持及び管理 水質検査及び通知 各種日誌の点検

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。